

## 県内初！「志木市職員働き方改革推進事業」を実施

市では、令和7年4月から「職員の働き方改革」と「デジタル市役所の活用による市民サービスの向上」のため、庁舎開庁時間の変更やビジネスカジュアルの導入など「志木市職員働き方改革推進事業」を実施します。

1 実施日 令和7年4月1日から

2 志木市職員働き方改革推進事業

(1) 庁舎開庁時間の変更

- ・庁舎開庁時間を8時45分から16時30分までとします。
- ・電子申請やコンビニ交付など「市役所に行かなくていい」仕組みづくりを推進します。

※市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所など一部施設の開庁時間は従来どおりです。

(2) ビジネスカジュアルの導入

- ・通年でノーネクタイ・ノージャケットを可とします。
- ・スニーカーの着用を可とします。
- ・TPOにふさわしい服装を心がけます。

(3) 勤務間インターバルの導入とテレワーク利用の拡充

- ・勤務終了から翌日の始業までに原則、11時間の休息時間を設けます。
- ・職員がテレワークを活用しやすくなるよう、志木市職員在宅勤務等実施要綱を見直します。

記者発表資料

令和6年11月20日

総合行政部人事課

研修厚生グループ

担当者／高原（主事）

電話番号／048-473-1120

志 木 市